個人情報統合管理規程

第１章　総論

第１節　総則

（目的）

第１条　この規程は、個人情報保護法及び特定個人識別番号法（以下「マイナンバー法」という。）に基づき、学校法人名古屋自由学院（以下「学院」という。）における、個人情報、個人番号並びに特定個人情報等の保護及び取扱いに関して、個人データ等の有用性に配慮し、これらの適正な取扱いの確保と、個人の権利利益の保護に必要な措置を講じることで、コンプライアンス推進の実践と、健全な組織の発展に寄与することを目的とする。

（コンプライアンス推進規則）

第２条　この規程は、コンプライアンス推進規則と相まって運用する。この規程に定めのない事項は、法令及びコンプライアンス推進規則の定めによる。

（適用用語）

第３条　この規程において、「各学校」とは、寄附行為に定める、名古屋芸術大学、滝子幼稚園及び名古屋芸術大学附属クリエ幼稚園をいう。

２　この規程において、「部署」とは、各学校及び事務組織規程第３条に定める組織単位をいう。

３　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれの当該各号に規定する。

(1)　教職員又は教職員等（パートや派遣労働者など）とは、コンプライアンス推進規則第９条第１項の規定を準用する。

(2)　役員とは、学院の理事、監事及び評議員をいう。

(3)　指定業者とは、学院と業務委託契約又は請負契約並びにその他関係諸契約により、学院内及びその周辺施設において、当該契約に基づく作業を行うものをいう。

(4)　大学とは、名古屋芸術大学のことをいう。また、学生とは、大学の学生及び大

学院生をいう。

(5)　学生等とは、前号後段に加えて、滝子幼稚園及び名古屋芸術大学附属クリエ幼稚園の園児とその保護者を含むことをいう。

(6)　前五号に規定する者を合わせて、「学院等関係者」という。

（適用範囲）

第４条　この規程は、学院等関係者に適用する。

２　この規程は、第73条の定めを除き、学院が取扱う全ての個人データ等に適用する。

（経営倫理委員会と個人情報保護委員会）

第５条　学院において、コンプライアンス推進規則に定める経営倫理委員会が、第18条に定める個人情報保護委員会の機能を有する。「経営倫理委員会（個人情報保護委員会）」と称することがある。

（コンプラ統括責任者）

第６条　コンプライアンス推進規則第15条に定める、コンプライアンス統括責任者（以下「コンプラ統括責任者」という。）が、学院における、個人情報の保護・管理に関する統括責任の任を担う。

（個人情報保護管理者）

第７条　学院は、この規程の目的を達成するため、個人情報保護管理者を置く。

２　個人情報保護管理者は、コンプラ統括責任者の管理の下、各学校の長が、その任を担う。また、経営本部においては、経営本部長が指名する管理職が、その任を担う。

３　個人情報保護管理者は、法務コンプライアンス室長の指導、助言を得て、個人情報保護法が定める個人情報保護管理者の機能を有する。

４　各学校の長のうち大学の学長は、コンプラ統括責任者及び法務コンプライアンス室長の同意を経て、大学の副学長（教育職員に限る）に、その職務を代行させることができる。

５　前項に規定する個人情報保護管理者の職務代行者を、個人情報保護管理者代行と称する。

（個人情報取扱責任者）

第８条　学院は、個人情報保護管理者の実務を分担し、その機能を実践していくため、各部署に個人情報取扱責任者を置く。

２　個人情報取扱責任者は、コンプライアンス推進規則第16条に定める、コンプライアンス推進者が、その任を担う。

第２章　個人情報保護

第２節　個人情報保護の定義

（個人情報保護に係る定義）

第９条　この規程に掲げる、個人情報保護に関する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1)　「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人（学院等関係者、並びに現在及び過去における学院等関係者）をいう。

(2)　「個人情報」とは、生存する本人に関する情報であって、次の何れかに該当するものをいう。

①　当該情報に含まれる、氏名・生年月日・住所・顔画像等により特定の個人を識別（以下「特定個人の識別」という。）することができるもの

②　当該情報自体から特定個人の識別ができなくても、他の情報と容易に照合することで、特定個人の識別ができるもの

③　個人識別符号が含まれるもの

なお、個人識別符号とは、法令により定められた文字・番号・記号その他の符号のこと

(3)　「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪による被害の事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特段の配慮を要するものとして法令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(4)　「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの、又は個人情報を帳簿等に一定の規範を以て整理することで容易に検索できるように体系的に構成したもの。 ただし、利用方法に照らして個人の権利利益を侵すおそれが

少ないものを除く。

(5)　「個人データ」とは、「別表第１」に掲げる各個人データをいう。

(6)　「保有個人データ」とは、学院が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行える権限を有する個人データをいう。ただし、本人の存否が明確になることで公益その他の利益を侵すものとして法令で定めるものを除く。

(7)　「仮名加工情報」とは、当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除し、又は個人識別符号の全部を削除することで、他の情報と照合しない限り、特定個人の識別ができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(8)　「匿名加工情報」とは、特定個人の識別ができないように個人情報に含まれる記述等の一部を削除し、又は個人識別符号の全部を削除することで、得られる個人情報であって、当該個人情報を復元できないようにしたものをいう。

(9)　「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の何れにも該当しないものをいう。

(10)　「学術研究機関」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関・団体又はそれらの属するものをいう。

第３節　個人情報の取得及び利用

（適正取得・適正利用）

第10条　学院は、適法且つ適正な方法により個人情報を取得するものとする。

２　学院は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（利用目的の特定、通知又は公表）

第11条　学院は、個人情報を取得する際にその利用目的(以下「個人情報の利用目的」という。)を可能な限り特定するものとする。

２　個人情報の利用目的は、「別表第２」に掲げるとおりとする。

３　第１項により特定した個人情報の利用目的は、あらかじめ公表するものとする。なお、やむを得ない事情がある場合は、取得後速やかに本人に通知し、又は公表できるものとする。

４　前項の規定にかかわらず、本人から直接書面(CD・録音テープ・WEB 入力等含む)

に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対してその個人情報の利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に措置が必要な場合は、この限りではなく、速やかに対応するものとする。

5　前二項の規定は、次の各号に掲げる場合については、適用しない。

(1)　個人情報の利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人若しくは第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵すおそれがある、又は学院の権利若しくは正当な利益を侵すおそれがあるとき

(2)　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、個人情報の利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(3)　取得の状況に照らして個人情報の利用目的が明確であると認められるとき

（利用目的の制限、変更）

第12条　学院が取得した個人情報は、特定した個人情報の利用目的の範囲内で利用するものとする。

2　個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の個人情報の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内を超えて行ってはならない。

3　前二項の規定による個人情報の利用目的の範囲を超えて、他の目的で利用する場合(第73条の定めに該当する場合を除く。)は、次の各号に掲げる事項を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

(1)　法令に基づくとき

(2)　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で本人の同意を得ることが困難なとき

(3)　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために、特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4)　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることで当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

4　学院は、個人情報の利用目的を変更した場合は、変更された個人情報の利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

（要配慮個人情報の取得）

第13条　要配慮個人情報は、合理的な理由のない限り、取得を忌避するよう努めるものとする。

２　要配慮個人情報を取得する際は、次の各号に掲げる事項を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

(1)　前条第３項各号に該当するとき

(2)　要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等により公開されているとき

(3)　本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得するとき

(4)　第30条第２項各号（第三者とはならないもの）に該当する場合であって、要配慮個人情報の提供を受けるとき

(5)　第73条第１項第２号に該当するとき

第４節　安全管理体制

（個人データの適正な管理）

第14条　学院は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲において、個人データを正確且つ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなった場合は、当該個人データを消去するよう努めるものとする。

２　学院は、取扱う個人データの漏洩、滅失又は毀損その他の個人データの安全管理のために必要且つ適正な措置を講じるものとする。

（コンプラ統括責任者の機能）

第15条　第６条に定めるコンプラ統括責任者は、学院における個人データ等の取扱い及び保護について統括監理する。

（個人情報保護管理者の機能）

第16条　第７条に定める個人情報保護管理者は、所管する部署（本条において以下「所管部署」という。）における、個人データ等の取扱い及び保護につき全ての権限と責任を有する。

２　個人情報保護管理者は、所管部署における個人データの取得、利用、提供、管理、

情報主体からの開示・訂正等の請求に関して、この規程及びコンプラ統括責任者の指示に従い、適正に処理し、包括管理するとともに、各部署の個人情報取扱責任者に対して、当該個人情報の安全管理が図られるよう、必要且つ適正な監督を行う。

（個人情報取扱責任者の機能）

第17条　第８条に定める個人情報取扱責任者は、個人情報保護管理者の指示に従い、個人情報の適正な管理及び安全保護の措置を執り行う。

（経営倫理委員会による個人情報保護の所掌機能と構成）

第18条　第５条の定めるところにより、経営倫理委員会(以下「委員会」という。)は、個人データ等の保護を適正に行うため、コンプライアンス推進規則第23条を準用して、個人情報保護に係る機能を有する。

２　委員会は、次の各号により構成、運営される。

(1)　委員会の委員長は、コンプラ統括責任者(理事長)がその任に就く。

(2)　委員会の運営は、コンプライアンス推進規則第24条を準用する。

(3)　委員会の構成は、コンプライアンス推進規則第25条を準用する。

３　委員会は、次の各号の事項について審議する。

(1)　個人データ等の保護に関する施策に関する事項

(2)　個人データ等の取得、利用、提供、開示、訂正、利用停止等について付議された事項

(3)　個人情報及び特定個人情報等の保護に係る安全管理措置等の見直し及び改善に関する事項

(4)　その他個人情報及び特定個人情報等の保護に関する重要な事項

４　委員会は、前項に規定する事項の審議に当たり、当該関係部署に対し意見を求めることができる。

５　委員会の事務局は、経営本部業務部総務チーム及び法務コンプライアンス室の共管にて、その任を担う。

（事務担当者の監督）

第19条　個人情報取扱責任者は、個人情報保護管理者の指揮を受けて、各部署の事務担当者が個人データを取扱うにあたり、必要且つ適切な監督を行うものとする。

２　個人情報取扱責任者は、自らの部門に属する事務担当者に対し、個人データの取

扱いに関して必要且つ適切な指導、管理を行うものとする。

（事務担当者の責務）

第20条　事務担当者は、学院の個人データの取扱い又は委託処理等、個人データを取扱う業務に従事するにあたって、法令等並びにこの規程及びその他関連する規則規程類及び個人情報取扱責任者の指示した事項に従い、個人データの保護に十分な注意を払ってその業務を行わなければならない。

２　事務担当者は、個人情報の漏えい等について、法令等並びにこの規程及びその他関連する規則規程類に違反している事実または兆候を把握した場合、速やかに個人情報取扱責任者に報告しなければならない。

（個人情報保護の組織的安全管理措置）

第21条　学院等関係者が、個人情報に係る情報の漏洩の発生又は兆候を把握した場合、若しくはその可能性が高いと判断した場合は、個人情報保護管理者を経て、コンプラ統括責任者に報告する。

２　前項を受けて、個人情報保護管理者は、法務コンプライアンス室長及び監査室長と協議し、経営倫理委員会の審議を経て、個人情報取扱責任者に対して、速やかに対策を講じるよう指示する。

３　個人情報保護管理者は、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、次に掲げる各号の手法等により、対策を講じるものとする。

(1)　事実関係の調査及び原因の究明

(2)　影響を受ける可能性のある本人への連絡

(3)　委員会及び主務大臣等への報告

(4)　再発防止策の検討及び決定

(5)　事実関係及び再発防止策等の公表

（状況の把握及び措置の点検）

第22条　学院は、個人データ等の取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善のために個人データ等の取扱状況について、必要に応じて点検を行うものとする。なお、個人情報保護管理者は、その判断により、外部機関による監査を実施することができる。

第５節　個人データの管理

（個人データの管理）

第23条　個人情報保護管理者は、所管する部署の保有する個人データを適正に管理するため、次の各号に掲げる事項を記録した個人データ管理台帳を作成し、備え置くものとする。

(1)　個人データベース等の名称

(2)　個人データベースから識別可能な本人の属性等

(3)　個人データの項目

(4)　個人情報の利用目的

(5)　取扱部署、責任者

(6)　個人データの保管期間

(7)　その他必要な事項

２　各部署の個人情報取扱責任者は、個人データの取扱状況を確認するため、個人データ取扱記録簿を作成し、次の各号に掲げる事項を記録する。

(1)　個人データベース等の利用・出力状況

(2)　個人データが記載又は記録された書類・媒体の持出し状況

(3)　個人データベース等の削除・廃棄の状況（委託した場合の消去・廃棄を証明する記録を含む）

(4)　個人データベース等を情報システムで取扱う場合の事務担当者の情報システムの状況（ログイン実績、アクセスログ等）

３　個人情報取扱責任者は、定期又は随時に個人データの管理状況及び取扱状況を確認し、個人情報保護管理者に報告するものとする。

（情報漏洩の対応）

第24条　事務担当者は、個人データの漏洩等が発生した場合、又はそのおそれがある場合は、直ちに個人情報取扱責任者を通じて個人情報保護管理者に報告しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由がある場合には、直接に個人情報保護管理者に報告することを妨げない。

２　前項の報告を受けた個人情報保護管理者は、コンプラ統括責任者に報告するとともに、速やかに、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)　事実関係の調査及び原因の究明

(2)　影響範囲の特定
(3)　影響を受ける可能性のある本人への連絡
(4)　再発防止策の検討及び実施
(5)　事実関係及び再発防止策その他関連事項の公表

3　学院は、個人データの漏洩等が発生し、個人の権利や利益が侵されるおそれが大きいものとして、次の各号に掲げる事態が生じたときは、当該事態を知った後、速やかに、行政所轄庁に報告しなければならない。なお、高度な暗号化その他の個人の権利や利益を保護するための必要な措置を講じたものを除くものとする。ただし、他の個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者などに通知したときは、この限りでない。

(1)　要配慮個人情報が含まれる個人データの漏洩、滅失若しくは毀損
(2)　不正に利用されることで財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある事態
(3)　不正の目的を以て行われたおそれがある個人データの漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある事態
(4)　個人データに係る本人の数が千人を超える漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある事態

4　前項の場合における報告事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　概要
(2)　漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
(3)　漏洩等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
(4)　原因
(5)　二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
(6)　本人への対応の実施状況
(7)　公表の実施状況
(8)　再発防止のための措置
(9)　その他参考となる事項

5　第３項の場合において、学院は、当該事態を知った日から30日以内に、当該事態に関する前項各号に規定する事項を行政所轄庁に報告しなければならない。なお、報告期限は、第３項第３号に規定する事項にあっては60日以内と読み替えるものとする。

６　学院は、第３項に規定する事態を知った後、当該事態の状況に応じて、速やかに、当該本人に対して、第４項第１号、第２号、第４号、第５号及び第９号に規定する事項を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利や利益を保護するための必要な措置を講じたときは、この限りではない。

（外部からの不正アクセス等の防止）

第25条　学院は、次の各号に規定する情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用するものとする。

(1)　情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する

(2)　情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等(ウイルス対策ソフトウェア等)を導入する

(3)　導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する

(4)　機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする

(5)　ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する

（情報漏洩等防止の措置）

第26条　学院は、個人データ等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するために、次の各号に規定する措置を講じるものとする。

(1)　通信経路における情報漏えい等の防止策として、通信経路の暗号化等を行う

(2)　情報システム内に保存されている特定個人情報等の情報漏えい等の防止策としては、データの暗号化又はパスワードによる保護等を行う

（データ内容の正確性の確保等）

第27条　学院は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確且つ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなった場合は、当該個人データを速やかに消去するよう努めなければならない。

（教職員等の監督）

第28条　個人情報保護管理者及び個人情報取扱責任者は連携して、教職員等に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該教職員等に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（委託先の監督）

第29条　個人情報取扱責任者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要且つ適切な監督を行わなければならない。

２　個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、次の各号に掲げる安全管理に関する事項を契約書に記載しなければならない。

(1)　秘密保持義務に関する規定
(2)　個人データの漏えいの防止、盗用の禁止
(3)　委託契約範囲外の加工、改ざんの禁止
(4)　委託契約範囲外の複写、複製の禁止
(5)　再委託を行う場合の条件
(6)　委託契約期間
(7)　委託契約終了後の個人データの返却・消去・廃棄
(8)　漏洩等の事故が発生した場合の報告義務
(9)　漏洩等の事故が発生した場合の責任及び賠償
(10)　契約内容の遵守状況についての報告義務
(11)　学院が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定
(12)　委託先の従業者に対する監督・教育に関する規定
(13)　個人データを取扱う従業者の明確化に関する規定

第６節　第三者提供の制限

（第三者提供の制限）

第30条　学院は、第12条第３項各号に該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

２　次の各号に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1)　学院が個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
(2)　合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
(3)　次の各号に定める者との間で共同して利用される個人データが当該各号に定める者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の個人情報の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、本人にあらかじめ通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
①　名古屋芸術大学の同窓会及び後援会
②　名古屋芸術大学保育専門学校同窓会(校名変更前を含む。)
③　滝子幼稚園愛園会
④　クリエ幼稚園愛園会
⑤　その他前号までに定める場合に準ずるものとして委員会が認めたもの

３　特定個人情報の提供については、第３章各節の各条項に定めるものとし、本条及び次条(第三者提供のオプトアウト)の規定は適用しない。

(第三者提供のオプトアウト)

第31条　学院は、第三者に提供される個人データ(要配慮個人情報を除く。)について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次の各号に掲げる事項について、別に定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護法に定める委員会に届け出たときは、前条の規定にかかわらず、本人の同意不要(オプトアウト)にて、当該個人データを第三者に提供することができる。
(1)　第三者への提供を行う事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名
(2)　第三者への提供を個人情報の利用目的とすること。
(3)　第三者に提供される個人データの項目
(4)　第三者に提供される個人データの取得の方法
(5)　第三者への提供の方法
(6)　本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停

止すること

(7)　本人の求めを受け付ける方法

(8)　第三者に提供される個人データの更新の方法

(9)　当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

（外国の第三者への提供の制限）

第32条　学院は、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。)にある第三者に提供してはならない。

(1)　当該第三者が、本邦と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として別に定める国である場合

(2)　学院と当該第三者との間で当該第三者における当該個人データの取扱いについて、適切且つ合理的な方法により、個人情報保護法の趣旨に沿った措置の実施が確保されている場合

(3)　当該第三者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けている場合

(4)　第12条第３項各号に該当する場合

（第三者提供に係る記録の作成等）

第33条　学院は、個人データを第三者(個人情報保護法に定める者を除く。)に提供したときは、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の必要な記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供がこの規程の第12条第３項各号又は第30条第２項各号のいずれか(前条の規定による個人データの提供にあっては、第12条第３項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。

２　学院は、前項の記録については、当該記録を作成した日から別に定める期間保存しなければならない。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第34条　学院は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次の各号に規定する確認事項を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第12条第３項各号又は第30条第２項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)　当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名

(2)　当該第三者による当該個人データの取得の経緯

２　学院は、前項の規定による確認を行ったときは、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の必要な事項に関する記録を作成しなければならない。

３　学院は、前項の記録については、当該記録を作成した日から３年間保存しなければならない。

第７節　保有個人データの開示等

(開示)

第35条　本人は、学院に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

２　学院は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部について開示しないことができる。

(1)　教育研究又は業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合

(2)　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(3)　法令に違反することとなる場合

３　学院は、第１項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対して、速やかにその旨を通知しなければならない。

(訂正等)

第36条　本人は、学院に対して、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（本条及び第38条において「訂正等」という。)を請求することができる。

２　学院は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、個人情報の利用目的の

達成に必要な範囲内において必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

３　学院は、第１項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対してその旨を通知しなければならない。

（利用停止等）

第37条　本人は、学院に対して、当該本人が識別される保有個人データが第12条の規定に違反して取り扱われているとき又は第21条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（本条及び次条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

２　学院は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合、その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

３　本人は、学院に対して、当該本人が識別される保有個人データが第30条第１項又は第32条の定めに違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

４　学院は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

５　前各項の規定のほか、法令の定めにより、本人は当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができ、学院は同法の定める範囲でこれに応じるものとする。

（開示等の請求手続）

第38条　本人が保有個人データの開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者への提

供停止(この条及び次条において「開示等」という。)を請求する場合は、本人又はその代理人(政令で定める者に限る。)であることを証明の上、次の各号に掲げる事項を記載した文書を当該請求に係る個人データを所管する管理者に提出しなければならない。

(1)　本人の所属(請求時に学院に所属する又は所属していた者の場合)並びに本人及び代理人の氏名及び住所

(2)　開示等を請求する保有個人データの名称及び記録項目

(3)　請求の理由

(4)　その他委員会が必要と認めた事項

２　前項に規定する開示等の請求の受付窓口は、本人の区分に応じて「別表第１」のとおりとする。

３　本人が、保有個人データの開示を求める場合、「開示請求の手数料」として、開示請求１回につき 300 円を学院に納入しなければならない。

第８節　仮名加工情報及び匿名加工情報

(仮名加工情報の作成等)

第39条　学院は、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等(個人情報保護法に定義されるものをいう。)を構成するものに限る。以下同じ。)を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするため、個人情報を加工しなければならない。

２　学院は、仮名加工情報を作成した場合、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等を取得した場合は、削除情報等の漏えいを防止するため、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

３　学院は、仮名加工情報を取扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

４　学院は、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。)、仮名加工情報である個人データの漏洩の防止その他の安全管理のために必要且つ適切な措置を講じなければならない。

（匿名加工情報の作成等）

第40条　学院は、匿名加工情報（政令の定めるところによる匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。）を作成する場合は、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするため、当該個人情報を加工しなければならない。

２　学院は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するため、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

３　学院は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

４　学院は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を取扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

５　学院は、当該匿名加工情報の安全管理のために必要且つ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自らが講じ、且つ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（仮名加工情報の第三者提供の禁止）

第41条　学院は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。

２　前項の場合において、次の各号に掲げる場合は、第三者に該当しないものとする。

(1)　委託の場合

(2)　事業承継の場合

(3)　共同利用の場合

（匿名加工情報の第三者提供）

第42条　学院は、匿名加工情報を作成してこれを第三者に提供するときは、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

第３章　特定個人情報

第９節　マイナンバー総則

（マイナンバーの定義）

第43条　この規程に掲げる特定個人情報保護に関する用語の定義は、次の各号のとおり。

(1)　「個人番号」とは、マイナンバー法第２条第５項に定める住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

(2)　「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む第９条第１項に定義する個人情報をいう。

(3)　「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

(4)　「番号取扱担当者」とは、個人番号を取扱う事務に従事する者をいう。

(5)　「情報システム」とは、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムをいう。

(6)　「管理区域」とは、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域をいう。

(7)　「取扱区域」とは、特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域をいう。

(8)　前各号の規定のほか、本章各条項における用語の定義は、第３条の定めるところによる。

（個人番号事務）

第44条　学院は、法令に定める個人番号関係事務を行うために必要な限度で個人番号を取り扱うものとし、その範囲は次の各号のとおりとする。

(1)　所得税法に基づき学院が行う源泉徴収に関する事務

(2)　地方税法に基づき学院が行う個人住民税に関する事務

(3)　雇用保険法に基づき学院が行う雇用保険関係事務

(4)　私立学校教職員共済法に基づき学院が行う共済関連事務

(5)　厚生年金保険法に基づき学院が行う厚生年金保険関連事務

(6)　労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務

(7)　報酬、料金、契約及び賃金等の支払調書関連事務

⑻　不動産の使用料等の支払調書関連事務
⑼　不動産等の譲り受けの対価の支払調書作成事務
⑽　その他前各号に関連する事務

（特定個人情報等の範囲）
第45条　前条に規定する事務において使用される個人番号及び個人番号と関連付けて管理される特定個人情報は、次の各号のとおりとする。
⑴　教職員等又は指定業者から、法令に基づく本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）及びこれらの写し
⑵　学院が、税務署等の行政機関に提出するために作成した法定調書及びこれらの控え
⑶　学院が、法定調書を作成するうえで教職員等又は教職員等以外の個人から受領する個人番号が記載された申告書等
⑷　その他個人番号と関連づけて保存される情報
２　前項各号に該当するか否かが定かでない場合は、個人情報取扱責任者が判断する。

第10節　マイナンバーの安全管理体制

（特定番号責任者の機能）
第46条　学院に特定番号責任者を置き、学院における特定個人情報等の管理に関する責務を担う。
２　特定番号責任者は、業務部長とする。また、業務副部長を置き、特定番号責任者の職務を補佐する。
３　特定番号責任者は、次の各号に掲げる業務を実施する責任を担う。
⑴　特定個人情報取扱基本方針の策定及び教職員等への周知
⑵　特定個人情報等の利用申請の承認及び記録等の管理
⑶　特定個人情報等の管理区域及び取扱区域の設定
⑷　特定個人情報等の取扱区分及び権限についての設定及び変更の管理
⑸　特定個人情報等の取扱状況の把握
⑹　特定個人情報等の安全管理に関する教育・研修の実施
⑺　その他特定個人情報等の安全管理に関すること

４　特定番号責任者は、特定個人情報等が適正に取り扱われるよう、番号取扱担当者に対して必要且つ適切な監督を行う。

（番号取扱担当者の責務）

第47条　学院における特定個人情報を取扱う者として、番号取扱担当者を置く。番号取扱担当者は、特定番号責任者が指示する業務部の特定部署の職員とする。

２　番号取扱担当者は、特定個人情報等を取扱う業務に従事する際、マイナンバー法及び個人情報保護法並びにその他の関係法令、特定個人情報ガイドライン、本規程及びその他の学内規程を遵守するとともに、特定個人情報等の保護に十分な注意を払ってその業務を行う。

３　番号取扱担当者は、特定個人情報の漏洩等、マイナンバー法及び個人情報保護法並びにその他の関係法令、特定個人情報ガイドライン、本規程及びその他の学内規程に違反している事実、若しくはその兆候を把握した場合には、速やかに特定番号責任者に報告する。

（運用状況の記録と管理）

第48条　特定個人情報の運用状況を確認するため、番号取扱担当者は、次に掲げる各号につき、システムログ及び利用実績を記録し、特定番号責任者がこれを管理及び保管するものとする。

(1)　特定個人情報の収集及び特定個人情報ファイルへの入力状況
(2)　特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録
(3)　特定個人情報の記録された書類及び特定個人情報記録媒体等の持出しの記録
(4)　特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録
(5)　削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等

（マイナンバーの組織的安全管理措置）

第49条　特定個人情報の漏洩等の発生や兆候の把握に係る事案への対処については、第21条の定めについて「個人情報」を「特定個人情報」と読み替えたうえで、同条を適用する。

（点検）

第50条　特定番号責任者は、特定個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等につい

て、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を個人情報保護管理者に報告する。

（評価及び見直し）

第51条　特定個人情報の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実行性等の観点から評価し必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

（公表等）

第52条　学院は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る特定個人情報の本人への対応等の措置を講ずる。

２　漏洩等のマイナンバー法違反の事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について行政所轄庁に報告する。

（管理区域及び取扱区域）

第53条　特定個人情報等を取り扱う管理区域及び取扱区域については、第71条第１項及び第２項の規定を準用する。

（機器及び電子媒体等の盗難等の防止）

第54条　特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難等の防止については、第71条第３項の規定を準用する。

（電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止）

第55条　特定個人情報等を含む電子媒体等を持ち出す場合の安全な方策については、第71条第４項の規定を準用する。

（アクセス制御）

第56条　特定個人情報等へのアクセス制御については、第72条第１項の規定を適用する。

（アクセス者の識別と認証）

第57条　特定個人情報等を取り扱う情報システムの識別及び認証については、第72条

第２項の規定を適用する。

（外部からの不正アクセスの防止）

第58条　特定個人情報等を取り扱う情報システムの不正アクセス等からの保護については、第72条第３項の規定を適用する。

（情報漏えい等の防止）

第59条　特定個人情報等を送信する場合の情報漏えい等の防止については、第72条第４項の規定を適用する。

第11節　特定個人情報の収集・利用・保管

（適正な収集）

第60条　学院は、第44条に掲げた個人番号を取り扱う事務の範囲内において、個人番号の収集を適法且つ公正な手段によって行うものとする。

２　学院が特定個人情報対象者又は代理人から個人番号を収集する場合は、個人情報の利用目的を特定して明示しなければならない。

３　学院は、第44条に規定する事務の必要性又は発生が想定できた場合は、その時点で個人番号の提供を求めることができる。

４　学院は、マイナンバー法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

（特定個人情報の利用目的の通知等）

第61条　学院は、特定個人情報を収集する場合は、あらかじめ当該個人情報の利用目的を公表している場合を除き、その利用目的を本人に通知、又は公表するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方法等で作られる記録を含む）に記載された当該本人の特定個人情報等を収集する場合は、あらかじめ本人に対しその個人情報の利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合はこの限りでない。

（特定個人情報の利用制限）

第62条　学院は、第44条に掲げる事務を処理するために必要な範囲内でのみ特定個人情報を利用するものとする。

２　学院は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意があったとしても、個人情報の利用目的を逸脱して特定個人情報を利用してはならないものとする。

（本人確認）

第63条　学院が個人番号を収集するに当たっては、マイナンバー法第16条に定める各方法により、個人番号の確認及び当該本人の身元確認を行うものとする。また、代理人については、同条に定める各方法により、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び本人の個人番号の確認を行うものとする。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第64条　番号取扱担当者は、第44条に規定する個人番号関係事務を実施するために必要な範囲に限り、特定個人情報ファイルを作成する。

（特定個人情報の保管）

第65条　学院は、第44条に規定する事務が終了するまでの間、特定個人情報等を保管する。ただし、所管法令等により保存期間が定められているものについては、当該期間を経過するまでの間、特定個人情報等を保管する。

２　特定個人情報を含む書類又は特定個人情報ファイルを法定保存期間経過後も引き続き保管するときは、個人番号に係る部分をマスキング又は消去したうえで保管する。

（特定個人情報の保管制限）

第66条　学院は、マイナンバー法第19条各号に規定する場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しないものとする。

第12節　特定個人情報の開示、訂正等

（特定個人情報の利用停止等）

第67条　学院が保有する特定個人情報等は、適法且つ合理的な範囲に限り本人に開示することとし、本人より特定個人情報等の訂正の申し出があった場合は、速やかに対応する。

２　学院が保有する特定個人情報等について、本規程及び法令等に違反して取得され又は利用されているという理由により本人から利用停止等を求められた場合は、遅滞なく必要な調査を行い、必要な措置を講じる。

（特定個人情報等の廃棄・削除）

第68条　第65条に規定する保管期間を経過した書類等については、個人番号を可能な限り速やかに廃棄又は削除する。

２　前項の規定に関わらず、特定番号責任者の判断により、廃棄又は削除を毎年度末にまとめて行うことができる。

３　番号取扱担当者は、個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存するものとする。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。

（委託先の監督）

第69条　第44条に規定する個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合には、委託先においてマイナンバー法に基づき学院自らが担うべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう必要且つ適切な監督を行うものとする。

２　前項において委託先に対して次に掲げる事項を実施する。

(1)　委託先の選定において、委託先がマイナンバー法に基づき適切な安全管理措置が講じられていることを確認する。

(2)　委託先との間で次の事項等を記載した契約を締結する。

①　特定個人情報に関する秘密保持義務

②　特定個人情報等の適正な保管管理義務

③　事業所内からの特定個人情報等の持ち出し禁止

④　特定個人情報等の目的外利用の禁止

⑤　漏えい事案が発生した場合の委託先の責任
⑥　委託契約終了後の特定個人情報等の返却又は廃棄
⑦　特定個人情報取扱責任者に対する監督・教育
⑧　委託契約内容の遵守状況についての報告

（再委託）
第70条　委託先は、学院の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人番号利用事務の全部又は一部を再委託できるものとする。
２　再委託先の監督については前条第２項の規定を準用する。

第４章　通則

第13節　他の安全管理措置

（物理的安全管理措置）
第71条　学院は、第２章（個人情報保護）および第３章（特定個人情報）について物理的安全管理措置として、次項以下に規定する措置を講じるものとする。
２　学院は、個人情報データベース及び特定個人情報ファイル等を取扱うサーバーやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）並びにその他の個人データ等を取扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を定め、これを管理する。
３　管理区域においては、間仕切りの設置、座席配置の工夫等、区域の明確化及びキャビネット等の施錠等の安全管理措置を講じる。
４　取扱区域においては、壁又は間仕切り等の設置及び座席配置の工夫等の安全管理措置を講じる。
５　学院は、個人データを取扱う機器及び電子媒体等の盗難等の防止措置を講じる。教職員等は、個人データを取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、適切な管理を行わなければならない。なお、特定個人情報等については、特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、次の各号の措置を講じるものとする。
(1)　特定個人情報等を取扱う機器は、施錠できるキャビネット等に保管するか、又は、盗難防止用のセキュリティワイヤーで固定する

(2)　特定個人情報等を含む書類及び電子媒体等は、施錠可能なキャビネット・書庫等に保管する

(3)　特定個人情報ファイルは、パスワードを付与する等の保護措置を講じた上で、これを保存し、当該パスワードを適切に管理する

6　学院は、電子媒体等を持出し(個人データ等を管理区域若しくは取扱区域から外へ移動させること若しくは当該区域の外から当該区域へ移動させることをいう。以下同じ。)場合の漏えい等の防止策を講じる。特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、次に例示するような容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等の安全な方策を講じなければならない。

(1)　特定個人情報等が記録された電子媒体は、持出しデータの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用等を行う

(2)　特定個人情報等が記録された書類は、外部から容易に閲覧できないよう封筒に入れる

(3)　特定個人情報等を記録する書類を郵送等により発送するときは、簡易書留等の追跡可能な移送手段を利用する。

7　学院は、個人データ等を廃棄若しくは削除する場合、次の各号に規定する方法によるものとし、廃棄については、あらかじめ当該管理責任者に届け出て、その指示を仰がなければならない。

(1)　個人データ等が記載された書類等を廃棄する場合、焼却又は溶解等の復元不可能な手段による

(2)　個人データ等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段による

(3)　特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、容易に復元できない手段による

8　前項の場合において、当該管理責任者は、個人データ等を削除した場合、又は、個人データ等が記録された機器、電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存しなければならない。また、当該作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて証明書等により確認するものとする。

9　学院は、保存期間経過後に速やかに特定個人情報等を廃棄又は削除するため、特定個人情報等を取扱う情報システムにおいては、保存期間経過後における個人番号の削除を前提とした情報システムを構築し、また、特定個人情報等が記載された書類等については、保存期間経過後における廃棄を前提とした手続を定めるものとす

る。

（技術的安全管理措置）

第72条　学院は、情報システムを使用して個人データ等を取扱う場合、番号取扱担当者及び当該事務で取扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、次の各号に規定する措置により適切なアクセス制御を行うものとする。

(1)　個人番号と紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定する

(2)　特定個人情報ファイルを取扱う情報システムを、アクセス制御により限定する

(3)　ユーザーID に付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取扱う情報システムを使用できる者を番号取扱担当者に限定する

２　特定個人情報等を取扱う情報システムは、番号取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、次の措置等によって識別した結果に基づき認証するものとする。

(1)　番号取扱担当者の識別方法としては、ユーザーID、パスワード、磁気・IC カード等による識別と認証を行う

(2)　特定個人情報等を取扱う機器を特定し、その機器を取扱う番号取扱担当者を限定する

(3)　機器に標準装備されているユーザー制御機能(ユーザーアカウント制御)により情報システムを取扱う番号取扱担当者を限定する。

第14節　諸則

（学術研究における適用除外）

第73条　この規程は、大学が学術研究の用に供する目的で、個人情報及び個人データを取扱う場合であって、次の各号に規定する場合には、第12条第３項及び第４項並びに第13条第１項及び第２項の規定を適用しない。ただし、個人の権利利益を不当に侵すおそれがある場合を除く。

(1)　事前に本人の同意を得ることなく、特定された個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱うことができる場合として、次に掲げるもの。

①　大学が個人情報を学術研究目的で取扱う必要があるとき

②　学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等

が当該個人データを学術研究目的で取扱う必要があるとき

(2)　事前に本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得できる場合として、次に掲げるもの。

①　大学が要配慮個人情報を学術研究目的で取扱う必要があるとき

②　大学と共同して学術研究を行う学術研究機関等から要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき

(3)　事前に本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる場合として、次に掲げるもの。

①　個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき

②　大学と共同して学術研究を行う学術研究機関等へ個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき

③　当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取扱う必要があるとき

(4)　大学は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この規程を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自らが講じ、且つ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（教職員等責務）

第74条　教職員等及び指定業者は、この規程及び関係学内規則並びに関係法令を遵守し、個人情報及び特定個人情報の保護に努めるものとする。

2　教職員等及び指定業者は、職務等により知り得た個人情報を、故意又は過失により、漏洩し、滅失し、若しくは毀損し、又は不当な目的に利用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

3　前項の規定は、退職又は学院との契約関係終了後においても準用する。

（罰則）

第75条　教職員が、この規程に違反した場合は、就業規則に定めるところにより懲戒を行うことがある。

2　派遣労働者が、この規程に違反した場合は、派遣元に通告し、軽重状況によりその損害の賠償を求めることができる。

3　指定業者が、この規程に違反した場合は、その損害の賠償を求めることができる。

（内部監査）

第76条　監査室は、個人データを取扱う部署における個人情報の取得・利用・保管・管理等の状況、並びに特定個人情報を取扱う部署における特定個人情報の収集・利用・保管・管理等の状況について、定期又は随時に監査を行い、監査室長は、その結果をコンプラ統括責任者に提出する。

２　コンプラ統括責任者は、当該報告を受けて、監査室長の見解及び法務コンプライアンス室長の法務見解を添えて、経営倫理委員会に改善要請等を諮問し審議を得るものとする。

３　前二項を受けて、コンプラ統括責任者は、当該個人情報保護管理者に対して、安全管理措置等の見直し及び改善に取り組むことを命ずる。

（コンプライアンス室長）

第77条　法務コンプライアンス室長は、法務コンプライアンス室設置・運用特別規程第16条及び第17条の定めに従い、この規程における個人情報保護及び特定個人情報保護に係るコンプライアンス推進の任を担う。

（個人情報保護の研修）

第78条　法務コンプライアンス室長は、業務部長と協力し、教職員等に対して、この規程の遵守及び個人情報保護法の理解促進のため、定期的な教育及び研修を行うよう努めるものとする。

２　法務コンプライアンス室長は、業務部長と協力し、個人情報取扱責任者及び個人情報取扱責任者でないコンプライアンス推進者並びに特定番号責任者に対して、この規程の適切な運用を確保するため、定期的な教育及び研修を行うものとする。

３　前二項の教育及び研修は、営業秘密管理規程に関する教育及び研修と合わせて行い、その有効性を高めるよう配慮する。

（誓約書）

第79条　個人情報保護管理者は、法務コンプライアンス室長の助言を受けて、個人情報取扱責任者及び事務担当者に対して個人情報の保護及び適正な取扱いに関する誓約書の提出を命じることができる。

（苦情・相談）

第80条　個人データ等の取扱いに関する苦情又は相談の受付窓口を業務部とし、適切に対応するものとする。

２　苦情又は相談を受けた場合は、その内容について調査・検討を行い、適切に処理を行うものとする。

３　苦情又は相談の内容及び対応状況について、記録を作成し、保存するものとする。

４　第７節(保有個人データの開示等)各条項の苦情についての申立てを行う場合は、本人又はその代理人であることを証明の上、次の各号に掲げる事項を記載した文書を第１項の受付窓口を経て、委員会に提出するものとする。

(1)　本人の所属(請求時に学院に所属する又は所属していた者の場合)並びに本人及び代理人の氏名及び住所

(2)　苦情の申立ての内容及びその理由

(3)　その他委員会が必要と認めた事項

５　委員会は、第１項の苦情の申立てを受けたときは、前項の申立事項について必要な調査を行い、必要な措置を講じ、その結果を苦情の申立をした者に対し文書で通知しなければならない。

（所管・所掌部署）

第81条　この規程の所管は、業務部及び法務コンプライアンス室の共管とし、個人情報保護及びその他関連する事務は、法務コンプライアンス室長の監理の下、業務部において所掌する。

（協議事項）

第82条　この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な運用事項は、法務コンプライアンス室長の助言、指導を経て、経営倫理委員会で調査、審議して、理事長が定める。

（附属別表の変更）

第83条　第38条第２項に規定する「別表第１」を変更する場合は、業務部長が発議し、経営倫理委員会で審議し、理事長が行う。

２　第11条第２項に規定する個人情報の利用目的「別表第２」を変更する場合は、業務部長が発議し、経営倫理委員会で審議し、理事長が行う。

（法令との関係）

第84条　この規程に定めのない事項は、個人情報保護法及びマイナンバー法、並びにその他関連法に基づく。

（規程の改廃）

第85条　この規程の改廃は、業務部長が発議し、法務コンプライアンス室長の助言、指導を得て、経営倫理委員会で審議し、常任理事会の議を経て、理事長が行う。

附　則

１　この規程は、令和８年８月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、名古屋自由学院個人情報保護規程及び学校法人名古屋自由学院特定個人情報の適正な取り扱いに関する規程、並びに名古屋自由学院における個人情報の保護に関する取扱要綱は廃止する。

３　この規程において、個人情報保護法とは「個人情報の保護に関する法律」を、マイナンバー法とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」をいい、行政庁については内閣府外局の「個人情報保護委員会」の略称を意味する。

４　この規程により必要となる附属文書及び指定書式が、施行日後にも整備されていない場合は、経営倫理委員会の議を経て、理事長は、前項に定める従前の規程を当面使用することを認める。

別表第１　個人データ及び開示等申請受付部署（第9条第５項、第38条第２項）

号	本人区分	個人データ	開示等申請受付部署
(1)	本学院の設置する学校等において教育を受けている又は教育を受けていた者	学籍情報、履修・成績情報、出席情報、学費納入情報、就職・進路指導情報、進路・勤務先情報、健康管理情報、免許・資格情報、賞罰情報、奨学生情報、課外活動情報、図書館利用情報、施設設備利用情報、身元・身上情報、家族情報、学費負担者情報、保証人情報、学歴・学位情報	学務部学生支援チーム
(2)	本学院の設置する学校等において教育を受けている又は教育を受けていた者	学籍情報、履修・成績情報、出席情報	学務部教務チーム
(3)	本学院の設置する学校等において教育を受けようとする者	身元・身上情報、学歴・成績情報、保証人情報、志願情報、入学試験等成績情報、入学試験等選考・判定情報	広報部学生募集チーム
(4)	(1)、(2)に掲げる者の父母、学費負担者及び保証人	身元・身上情報	
(5)	本学院の設置する学校等において教育を受けようとする者	身元・身上情報、学歴情報、志願情報、入学試験等選考・判定情報、健康情報	広報部ブランディングチーム
(6)	(1)、(2)に掲げる者の父母、学費負担者及び保証人	身元・身上情報	
(7)	本学院が開催する講演会その他の催し物の受講希望者、受講者及び参加者	身元・身上情報、受講料等納入情報	地域社会連携部
(8)	本学院が雇用している又は雇用していた職員	身元・身上情報、学歴・学位情報、家族情報、保証人情報、雇用情報、給与情報、納税情報、社会保険情報、出張情報、健康管理情報、医療情報、賞罰情報、免許資格情報、教育研究情報、施設設備利用情報	業務部人事チーム

(9)	本学院の職員の採用応募者	身元・身上情報、学歴・学位情報、成績情報、教育研究情報、採用試験等選考情報、家族情報、健康情報、賞罰情報、免許資格情報	
(10)	本学院において雇用以外の身分により教育研究活動に従事している又は従事していた者	身元・身上情報、学歴・学位情報、職歴情報、賞罰情報、免許資格情報、教育研究情報、施設設備利用情報	
(11)	本学院の施設設備等を利用する団体の責任者及び申込者又は個人	身元・身上情報、職業情報、施設設備利用情報	業務部 総務・管財チーム
(12)	本学院に寄附又は寄贈した者	身元・身上情報、寄附・寄贈情報	地域社会連携部

別表第２　個人情報の利用目的（第11条第２項）

号	利用目的	個人情報	本人区分
(1)	入学者の募集・選抜及び入学許可に関する事務	身元・身上情報、学歴・成績情報、保証人情報、志願情報、入学試験等成績情報、入学試験等選考・判定情報、要配慮情報	①本学院の設置する学校等において教育を受けようとする者 ②上記の父母及び保証人
(2)	①教育・研究サービスの提供 ②履修・成績管理に関する事務 ③入学、卒業、退学、休学等の学籍管理に関する事務	学籍情報、履修・成績情報、出席情報、課外活動情報、身元・身上情報、家族情報、学費負担者情報、学費納入情報、保証人情報	①本学院の設置する学校等において教育を受けている又は受けていた者 ②上記の父母、学費負担者及び保証人

(3)	①補導及び生活指導に関する事務 ②課外活動に関する事務 ③表彰及び懲戒に関する事務 ④奨学金等に関する事務 ⑤福利厚生に関する事務 ⑥施設設備等の運用管理に関する事務	学籍情報、履修・成績情報、賞罰情報、奨学生情報、課外活動情報、進路・勤務先情報、図書館利用情報、施設設備利用情報、身元・身上情報、家族情報、学費負担者情報、保証人情報	
(4)	①学生の健康管理に関する事務 ②学生保険に関する事務	健康管理情報、学籍情報、身元・身上情報、家族情報	
(5)	授業料その他納付金等の収納・督促に関する事務	学籍情報、学費納入情報、受講料等納入情報、図書館利用情報、施設設備利用情報、身元・身上情報、家族情報、学費負担者情報、保証人情報	
(6)	就職・進路支援等に関する事務	就職・進路指導情報、進路・就職先情報、学籍情報、健康管理情報、免許・資格情報、身元・身上情報、家族情報、学歴・学位情報、職歴情報	
(7)	①寄附・募金活動に関する事務 ②後援会運営に関する事務 ③同窓会運営に関する事務	寄附・寄贈情報、学籍情報、家族情報、身元・身上情報、課外活動情報、履修・成績情報、進路・勤務先情報	

(8)	①学生の学修成果の把握・分析 ②教育・学修環境の分析	学籍情報、履修・成績情報、出席情報、課外活動情報、賞罰情報、奨学生情報、志願情報、入学試験等成績情報、入学試験等選考・判定情報、身元・身上情報、学歴・成績情報、保証人情報、学費負担者情報、学費納入情報、受講料等納入情報、進路・勤務先情報、就職・進路指導情報、進路・就職先情報、免許・資格情報、学歴・学位情報、職歴情報、図書館利用情報、施設設備利用情報、寄付・寄贈情報	①本学院の設置する学校等において教育を受けている又は受けていた者 ②上記の父母、学費負担者及び保証人
(9)	①服務規律、出勤管理に関する事務 ②身分、配置、異動に関する事務 ③表彰及び懲戒に関する事務 ④源泉徴収等に関する事務 ⑤社会保険等に関する事務 ⑥団体保険に関する事務 ⑦研修に関する事務 ⑧出張、在外研究、海外研修等に関する事務 ⑨研究員及び研修員の受入れに関する事務 ⑩寄附・募金に関する事務	身元・身上情報、学歴・学位情報、家族情報、保証人情報、雇用情報、給与情報、納税情報、社会保険情報、出張情報、健康管理情報、医療情報、賞罰情報、免許資格情報、教育研究情報、施設設備利用情報、職業情報	①本学院が雇用している又は雇用していた職員 ②上記の家族及び保証人 ③本学院で雇用以外の身分により教育研究活動に従事している又は従事していた者
(10)	職員採用に関する事務	身元・身上情報、学歴・学位情報、成績情報、教育研究情報、採用試験等選考情報、家族情報、健康情報、賞罰情報、免許資格情報	①本学院の職員の採用応募者 ②上記の家族及び保証人

(11)	施設設備等の利用に関する事務	身元・身上情報、職業情報、施設設備利用情報	本学院の施設設備等を利用する団体の責任者及び申込者又は個人
(12)	本学院の理事、監事、評議員の委嘱、退任等に関する事務	身元・身上情報、学歴・学位情報、職歴情報、勤務先情報、賞罰情報、免許資格情報	本学院の理事、監事、評議員
(13)	寄附又は寄贈に関する事務	身元・身上情報、寄付・寄贈情報	本学院に寄附又は寄贈した者
(14)	収益事業施設の管理・運営に関する事務	身元情報、利用情報	本学院の収益事業に関する施設の利用者
(15)	公開講座、講演会その他の催し物の開催及び案内等に関する事務	身元・身上情報、受講料等納入情報	本学院が開催する公開講座、講演会その他の催し物の受講希望者、受講者及び参加者